

令和元年台風第 19 号に係る神奈川県事業協同組合等施設
復旧支援事業費補助金

募集要領

○神奈川県は、令和元年台風第 19 号により被害を受けた県内の事業協同組合等が所有する倉庫、生産施設等の共同施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することとし、以下のとおり公募を行います。

○募集期間

令和 2 年 2 月 17 日（月）～令和 2 年 2 月 27 日（木）※当日消印有効
※交付申請書類等は、神奈川県庁へ直接ご持参いただくか、郵送により提出してください。

○提出先・問合せ先

神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 中小企業支援グループ
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
電話 045-210-5558
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/typhoon19_kumiai.html

令和 2 年 2 月

神奈川県

目次

I	事業目的	2
II	事業内容	
1	補助対象者の要件	2
2	補助対象事業	3
3	補助対象経費	4
4	補助率	5
5	補助事業実施期間	5
III	交付申請手続き	
1	交付申請書類及び添付資料	5
2	募集期間	7
3	確認調査	7
4	交付決定通知・公表	7
IV	その他	7

I 事業目的

本事業は、令和元年台風第19号^{*}により被害を受けた県内の事業協同組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、被災中小企業の復旧を促進することを目的とします。

※令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨

II 事業内容

1 補助対象者の要件

次の全てを満たすことが必要です。

- (1) 令和元年台風第19号による災害により所有する共同施設（※1）に被害を受けた補助対象市町村（※2）に所在する組合（※3）であること。
- (2) 県税の未納がないこと。
- (3) 暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある組合でないこと。

※1 以下の要件を全て満たす共同施設

- ①災害復旧事業に要する経費が30万円以上であること。
- ②災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員（協業組合は組合員）の数で除して得た額が10万円以上であること。又は、事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた者が利用構成員の総数の3割を超えていること。
- ③組合の運営上、経済的効果の小さい共同施設並びに規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員（協業組合は組合員）の規模や利用量と比べて著しく大きい共同施設でないこと

「経済的効果の小さい共同施設」

次のいずれかに該当するもの

- ①利用者が利用構成員の30%未満であるもの
- ②利用構成員が生産事業、販売事業等の資格事業の一部を実施する際利用する組合の共同施設ではないもの、かつ、定款に記載された組合の事業を行うために利用される共同施設でないもの

「規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員の規模や利用量と比べて著しく大きい共同施設でないこと」

次のいずれかに該当するもの

- ①利用構成員全体の事業規模が共同施設の能力の80%未満である施設
- ②共同施設を利用する利用構成員が総利用構成員の30%未満である施設

※2 横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、三浦市（補助対象市町村以外に所在する事業協同組合等は、別途お問合せください）

※3 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

なお、交付申請書類等が提出された後、国が被災した共同施設の確認調査を行います。
当該調査により、補助対象として適正と認められた災害復旧事業に対して補助金が交付
されます。

2 補助対象事業

令和元年台風第 19 号により被害を受けた県内の事業協同組合等が行う共同施設の災害復旧事業。

【共同施設の種類の種類】

共同施設	内 訳
倉 庫	商業倉庫、製品倉庫、原材料倉庫、備品倉庫その他の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業の用に供する倉庫
生産施設 加工施設	鉱業施設、製造業（日本標準産業分類大分類E分類番号 0911～3299）の用に供される製造施設
販売施設	共同市場、共同店舗、教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラ一舗装、駐車場、イベント広場、公園、緑地、公衆便所、その他商店街の機能を高める施設
検査施設	製品検査施設、原材料検査施設、機械装置検査施設、車両運搬具検査施設、工具検査施設、器具検査施設、備品検査施設、臨床検査施設
共同作業場	配送センター、出荷施設、集荷施設、廃棄物処理施設、共同車検場、こん包場
原材料置場	原材料受入れ施設、原材料貯蔵施設、原材料運搬施設

3 補助対象経費

次に掲げる経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものを対象とします。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令に規定する) 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設及び共同作業場並びに原材料置場で次に掲げるものの災害復旧に要する費用(本工事費、附帯工事費、設備費)

- ① 建物
- ② 建物以外の工作物
- ③ 土地
- ④ 設備(業務に不可欠な機械及び装置を含む。)

	範 囲
本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施工に直接必要な労務費及び材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)並びに機械器具損料、営繕損料(下記の諸経費率に基づく諸経費を含む。)
附 帯 工 事 費	本工事費に附帯して設ける工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費(下記の諸経費率に基づく諸経費を含む。)
設 備 費	業務に不可欠な機械及び装置の費用(据付費を含む。)

(諸経費率:建物復旧15%以内、工作物復旧15%以内)

※補助対象経費は、原則として、被災共同施設を原形に復旧するために必要な経費に限ります。ただし、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該共同施設の従前の効用を復旧するための共同施設にするものとして経費を算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該共同施設に代るべき必要な共同施設にするものとして経費を算出します。

※補助対象経費には、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として含みます。

※土地は、復旧に要する費用のみを補助金の交付対象とします(新規の用地取得費用は補助対象外)。

※設備は、専ら組合事業のために用いられ、財務諸表に資産計上されているものに限ります。

※交付決定前に着工(令和元年10月11日(金)以降、交付決定前に着工)した災害復旧事業に要する経費については、写真や書類等による確認が可能であって、確認調査により適正と認められた場合に限り補助金の交付対象とすることができます。

※復旧を行う施設・設備に対して損害保険金等が支払われる場合にあっては、当該損害保険金等の額を補助対象経費から控除します。

<適用除外>

- ・ 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- ・ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被災事実の確認できないもの
- ・ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施工中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日から引き渡し完了の日までの間に生じた災害をいう。）
- ・ 工事が粗漏である場合における手直し等に要する経費

<その他補助対象外となる経費>

- ・ 補助対象経費に係る消費税等
- ・ 間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費などの事務費）
- ・ 交付申請書等を作るための費用
- ・ 災害復旧事業に直接関係しない経費、補助対象経費として定める項目以外の経費
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助率

補助対象経費の3／4以内

5 補助事業実施期間

交付決定日から令和2年3月24日（火）*まで

※令和2年3月24日（火）までに、事業を完了したうえで、実績報告書を提出する必要があります。

Ⅲ 交付申請手続き

1 交付申請書類及び添付資料 ※各1部

- ① 令和元年台風第19号に係る神奈川県事業協同組合等施設復旧支援事業費補助金交付申請書（様式1）
- ② 補助事業計画書（様式2）
- ③ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）及び役員等氏名一覧表（別紙）
- ④ 添付資料
 - ・ 定款【写】
 - ・ 組合員名簿【写】
 - ・ 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の日付のもの）【原本】
 - ・ 県税の未納が無いことの証明書【原本】
 - ・ 直近の財務諸表【写】

- ・損害保険金等の受取関係書類【写】
- ・被災を証する書類
 - 原則として、罹災証明書（被災証明書）【写】を提出すること。ただし、取得が困難な場合は写真等での代替も可。
- ・被災前の状況を証する書類【写】
 - 高度化事業実施計画書（添付種類を含む）、固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書（税務申告書）、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書又はこれらの書類と同程度の証明が可能な書類及び共同施設関係図面
 - ※上記の全てを必要とはしませんが、被災共同施設の規模・構造、所有状況及び利用状況の立証ができるものをご提出ください。
- ・災害復旧事業費に係る書類
 - 確認調査後に災害復旧事業に着手する場合
 - ・2者以上から徴収した見積書の写し（特段の事情がある場合は個別にご相談ください）
 - ・見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し
 - ・工事施工に係る実施設計書・仕様書の写し
 - 交付申請前に災害復旧事業に着手している場合
 - ・工事施工に係る実施設計書・仕様書の写し
 - ・災害復旧事業に着手した際の見積書の写し
 - ・災害復旧事業に係る請負契約書の写し
 - ・災害復旧事業に係る支払関係資料
 - ・災害復旧事業が終了しているときは工事等完了届及び工事等完了写真
 - 共通の添付書類
 - ・災害復旧対象設備の仕様等が分かるカタログや取扱説明書等
 - ・災害復旧工事に係る図面（見積書等と整合するもの）
 - ・その他実施予定の事業を具体的に説明しうる資料等【任意】
 - ・その他知事が必要と認める書類

<提出に当たっての留意事項>

- ① 交付申請書類等に不備があると受付できない場合がありますのでご注意ください。
- ② 交付申請書類等は返却いたしません。
- ③ 提出する用紙は、日本産業規格に定めるA4判片面印刷で統一し、左上1か所クリップ留め（ホチキス留めは不可）してください。
- ④ 交付決定に当たり、上記以外に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けたことにより、添付できない書類がある場合には、添付できない旨の理由書を提出してください。

- ⑥ 申請書類には、書類ごとに必ず通しのページ番号を書類下部中央につけてください。
(手書きで差し支えありません)

<交付申請書類等の提出先・問合せ先>

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課中小企業支援グループ

所在地：〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話：045-210-5558

※交付申請書類等は、神奈川県庁へ持参又は郵送で提出してください。

2 募集期間

令和2年2月17日(月)～令和2年2月27日(木) ※当日消印有効

3 確認調査

提出された書類に基づき、国が被災した組合の所有する共同施設の確認調査を行います。確認調査は、原則として実地で行うものとし、当該調査により補助要件を確認し、補助対象として適正と認められた災害復旧事業に対して補助金を交付します。

4 交付決定通知・公表

審査結果については、後日、知事から交付申請者あてに通知するとともに、神奈川県及び経済産業省ホームページで公表します(令和2年3月予定)。

交付申請者は、交付決定通知後に事業を開始するものとします(確認調査により事前着工が認められた復旧事業を除く)。

IV その他

本補助金の交付を受けて事業を実施するに当たっては、次に記載する事項のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)」及び「令和元年台風第19号に係る神奈川県事業協同組合等施設復旧支援事業費補助金交付要綱」の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更し、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (3) 補助事業者は、知事の求めがあった場合には、補助事業の遂行状況並びに収支状況

について報告しなければなりません。

(4) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 補助金の支払いは、原則として、補助事業完了後30日を経過した日又は令和2年3月24日(火)のいずれか早い日までに実績報告書(添付書類含む)の提出を受け、額の確定後に精算払います。ただし、必要があると認められる場合は、補助事業者が支出した範囲内において概算払います。

なお、定められた期日までに、実績報告書の提出がなかった場合は、補助金の交付決定を受けていても、補助金を受け取ることができません。

※年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。

(6) 補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を保管しておくものとします。

なお、支出額及び内容については、審査の結果、補助金の交付要件を満たさない経費については、交付対象外とします。

また、補助事業の完了予定日までに支出を完了することができないことが明らかとなった場合には、速やかに知事へ報告するものとします。

(7) 国・県・市等が実施する他の制度(補助金、助成金等)で経費が重複する事業は、本事業の補助対象事業となりません。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(単価50万円以上※消費税抜き)は、処分制限財産に該当し、補助事業が終わった後も一定の期間は処分(補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

(9) 補助事業者について、反社会的勢力との関係が判明した場合、交付決定を取り消します。